小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第２０号

長野県安曇野市豊科南穂高555番地３
再生債務者　井ノ根節也
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年10月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月26日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号

青森県八戸市江陽１丁目８番12号　蛭子住宅Ｂ号室
再生債務者　當麻　優輔
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月24日から平成24年６月７日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２号

石川県加賀市大聖寺上福田町カ137番地
再生債務者　二敷　朱実
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月31日から平成24年６月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再ロ）第３号

石川県能美市大浜町ク58番地30
再生債務者　中川　　智
１　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月17日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月31日から平成24年６月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再ロ）第４号

神戸市兵庫区下沢通８丁目２番20号
再生債務者　澁田　　修
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月22日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月29日から平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第５号

山形市桧町１丁目13番３号
再生債務者　太田　光雄
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月22日まで
山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号

横浜市西区平沼２丁目９番20―501号
再生債務者　石井　雅紀
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年５月15日まで
平成24年４月26日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第９号

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納463番地　新町１号館住宅305号
再生債務者　砂川　夏希
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年５月24日まで
平成24年４月26日　那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０１２４号

神奈川県相模原市緑区三ヶ木305―４―202
再生債務者　本多　徹範
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号

兵庫県宝塚市口谷西３丁目29番地の51
再生債務者　岡田　　勉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月25日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２３年（再ロ）第４号

山口県宇部市大字際波436番地47
再生債務者　前出　泰司
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成24年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項４号に定める事由がある。
平成24年４月26日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第３号

群馬県沼田市下沼田町408番地21
再生債務者　浅井　政幸
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年６月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月23日
前橋地方裁判所沼田支部個人再生係

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（平成13年７月３日付13林共第36号）の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 30 日

林野庁共済組合代表者
林野庁長官　皆川　芳嗣

第20条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	43.60/1,000	0.94/1,000	6.45/1,000	43.60/1,000	0.94/1,000	6.45/1,000
任意継続組合員	87.20/1,000	1.88/1,000	12.90/1,000			

第20条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	43.60/1,000	0.94/1,000	6.45/1,000

附　則

１　この変更は、平成24年４月１日から施行する。
２　変更後の第20条第１項及び第２項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。